新潟県業務用建物の脱炭素化推進モデル事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　知事は、2050年の脱炭素社会実現に向けて、県内企業等が行うZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）導入検討に係る設計等費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）BELS　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第７条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

（２）ZEB　経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年３月）」における「（参考資料６）ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』、NearlyZEB、ZEB Ready又はZEB Orientedを満たし、BELSを取得する建築物をいう。

（３）上乗せ設計費　ZEBにかかる設計検討及び省エネ計算に要する費用をいう（BELSの評価申請費用を含む）。

（補助金の交付対象及び交付額）

第３条　補助金交付の対象となる建築主等（以下「補助事業者」という。）は、新潟県内に延べ床面積300㎡以上のZEBを新築、改築等する建築主等で、上乗せ設計を第４条で定める建築士事務所又は建築士（以下「建築士事務所等」という。）に依頼し、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　新潟県内に事業所又は営業所を有する法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者

（２）　県税を滞納するなど法令に抵触していない者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者

（４）同一年度内に２以上の建築物の補助申請を行っていない者

２　補助金の交付額は、上乗せ設計費の２分の１とし、額の上限は、次の各号のとおりとする。

（１）　延べ床面積が300㎡以上2,000㎡未満　1,250,000円

（２）　延べ床面積が2,000㎡以上　　2,300,000円

（建築士事務所等の条件）

第４条　補助対象の建築物を設計する建築士事務所等は、新潟県内に事務所や主たる営業所（以下、「事務所等」という。）を置くものであること。

２　補助対象の建築物の設計を複数の建築士事務所等で行う場合においても、新潟県内に事務所等を置く設計士事務所等が上乗せ設計費に関与していること。

（交付の条件）

第５条　この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

（１）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を得ること。

（２）交付決定のあった会計年度内に事業を完了すること。

（３）第18条で示す事項に協力すること。

（交付申請書）

第６条　規則第３条第１項の規定による申請書は、別記第１号様式のとおりとし、別に定める締切日までに提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行う。ただし、申請が多数の場合は、県内におけるZEBの促進のモデルとなりうるか等の観点から審査を行い、補助対象を決定するものとする。また、補助金の交付の決定を行わないとした場合には、その旨を通知する。

（手続代行者）

第７条　この要綱に定める交付申請及び実績報告等の手続について、補助事業者から依頼を受けて、対象建築物の設計を行う設計事務所等が手続の代行をすることができる。

（計画の変更及び中止の承認申請）

第８条　第５条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第２号様式による変更承認申請を知事に提出しなければならない。

（BELSの取得）

第９条　補助事業者は、第11条で定める実績報告の締切日までにZEBのBELSを取得しなければならない。ただし、第６条で定める補助の申請日より前に対象建築物のBELSを取得しているときは、補助の対象とならない。

（申請の取下げ）

第10条　規則第７条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（実績報告書）

第11条　規則第12条の規定による実績報告書は、別記第３号様式のとおりとし、

前条によるZEBのBELS取得後に、別表１に定める書類を添えて、別に定める締切日までに知事に提出しなければならない。

２　実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

３　締切日までに、実績報告書を提出しなかった補助事業者の交付決定は無効とする。

（補助金交付額の確定）

第12条　知事は、前条による実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類を審査し、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条　補助金の支払は、精算払を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合にあっては、補助金を概算払することができる。

（代理受領による補助金の請求）

第14条　補助事業者は、第11条の規定にかかわらず、委任状を添付し、補助金支払請求先を対象建築物の設計を行う設計事務所等に変更し、知事に請求できるものとし、補助事業者に代わって補助金の請求及び受領を行うものとする。

２　前項の請求に基づいた補助金の支払があった時は、補助事業者に対して補助金の交付があったものとみなす。

（交付決定の取消）

第15条　知事は、第６条第２項に規定する補助事業者及び補助事業者に代わって手続きの代行する者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

（３）　第17条に規定する調査等を正当な理由なく拒んだとき。

（補助金の返還）

第16条　知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して補助金の返還を求めることができる。

（調査等）

第17条　知事は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者又は補助事業者に代わって交付金を受領する者から報告を求め、自ら書類及び現地の調査を実施することができる。

（協力）

第18条　補助事業者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

（１）県が作成する広報媒体やホームページ等での事例紹介（補助事業者の名称、建築物名称、建設場所、建築物の概要及び建築士事務所等の公表等）

（２）対象建築物の建設に係るイニシャルコストの概要についてのヒアリング

（３）対象建築物のエネルギー使用状況等に関するアンケート調査

（４）県が行うセミナー等での成果事例発表

（５）その他知事が協力依頼する事項

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

別表１　実績報告書（別記第３号様式）の添付書類

１　補助対象の内容が判る建築主等が結んだ設計委託業務の契約書の写し等 （基礎設計からの上乗せ設計費の額が把握できるものであること）
２　BELS評価書の写し
３　補助金交付先口座申請書（別記第４号様式）